

# 転換社債市場に係る利便性向上等について

平成14年1月23日  
証券会員制法人  
名古屋証券取引所

## 1. 改正趣旨

現在、取引所の転換社債市場に対して、市場参加者から改善要望が数多く寄せられているところであるが、特に流通面では、呼値の単位が大きすぎる等売買制度の使い勝手が悪いこと、また、上場制度面においては、消化件数に係る上場審査基準が厳しすぎる等の問題が指摘されており、今回これらを踏まえ、以下の点について必要な見直しを行うこととする。

## 2. 改正内容

(1) 売買関係 呼値の単位の変更	転換社債券の呼値の単位については、額面100円につき10銭となっているが、いわゆる利回り銘柄についてはより細かいプライシングが求められていることを勘案し、呼値の単位を額面100円につき5銭とする。	・業務規程第14条第8項第4号
特別気配の更新時間 等の変更	現在、転換社債券に係る特別気配の更新時間については5分、特別気配表示後の売買成立までの時間については3分としているが、転換社債券の価格変動リスクを回避し、売買成立を促進する観点から短縮するよう市場参加者から求められていることを受け、転換社債券に係る特別気配の更新時間及び特別気配表示後の売買成立までの時間をともに1分とする。	・新株引受権付社債券等についても同様の対応とする。 ・新規上場銘柄については、この限りでない。(任意で運用)

<p>(2) 上場基準関係 消化件数に係る上場 審査基準の見直し</p>	<p>株券と同様に上場後に一定の流動性を確保する観点から設けられている、上場時における販売件数に係る基準については、現在、発行総額に応じて1,000件～3,000件と定めている。</p> <p>しかしながら、当該基準が厳しいため、本所への上場が困難になっているとの指摘があり、また、一部の発行が海外市場に流出している可能性もある。</p> <p>そこで、消化件数基準については、一律1,000件に緩和することにより、転換社債券の名証上場を促進することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第3条第1項第2号</li> <li>・ 新株引受権付社債券等についても同様の対応を行う。</li> <li>・ 消化件数に係る基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>発行総額 40億円未満 1,000件</li> <li>発行総額 40億円以上 100億円未満 2,000件</li> <li>発行総額 100億円以上 3,000件</li> </ul> </li> </ul>
<p>株式交換等に伴い発行される転換社債に係る簡易な上場審査基準の設定</p>	<p>転換社債券を発行している上場会社が他の上場会社に吸収合併される場合には、当該転換社債券は上場廃止となるが、被合併会社の転換社債を承継して合併会社が新たに発行した転換社債については、当該転換社債権者保護の観点から、簡易な上場審査基準で名証に上場することができることとしている。</p> <p>一方、株式交換や株式移転が行われる場合においては、完全親会社が完全子会社の転換社債を承継することはできず、当該転換社債は繰上償還されている。しかしながら、昨今、完全子会社となる会社が発行していた転換社債の乗換えのために完全親会社が新たに転換社債を発行して、その払込みを完全子会社の転換社債券で行う方法が検討されることがある。</p> <p>そこで、株式交換等に伴って、完全子会社となる会社が発行する転換社債の乗換えのために完全親会社が発行する転換社債券についても、合併の場合と同様に発行額面総額や消化件数などの基準を適用しない簡易な上場審査基準を設けることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第3条第3項第1号</li> <li>・ 新株引受権付社債券等についても同様の対応を行う。</li> </ul>

### 3. 施行日

平成14年3月上旬を目途に施行する。ただし、(1)については会員のシステム対応を勘案して実施する。